

(仮称) 新郡山布引高原風力発電所  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

2025年8月

株式会社ジェイウインド

## 目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	1
(5) 縦覧者数 .....	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和7年5月23日（金）

#### (2) 公告の方法

令和7年5月23日（金）付の日刊新聞紙「福島民報（朝刊）」及び「福島民友新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2-1参照）

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※福島県及び会津若松市のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載した。  
(別紙2-2及び2-3参照)

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す8か所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・福島県庁 生活環境部 環境共生課（福島県福島市杉妻町2-16）
- ・郡山市役所 環境政策課（福島県郡山市朝日一丁目23-7）
- ・郡山市 湖南行政センター（福島県郡山市湖南町福良字家老9381-2）
- ・会津若松市役所 環境共生課（福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西292-2）
- ・会津若松市 生涯学習総合センター（會津稽古堂）（福島県会津若松市栄町3-50）
- ・会津若松市 湊公民館（湊市民センター）（会津若松市湊町大字共和字西田面45）
- ・天栄村役場 産業課（福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78）
- ・天栄村役場 湯本支所（福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字五倫林山3）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

・縦覧期間：令和7年5月23日（金）から令和7年6月23日（月）まで

・縦覧時間：縦覧場所の開庁・開館日時に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は1名であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知させるための住民説明会を実施した。

住民説明会の開催日時及び場所

開催日時	開催場所	参加者数
令和 7 年 5 月 30 日（金） 午後 6 時 30 分～午後 8 時	天栄村 大平集会所 (福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字持石 54)	12 名
令和 7 年 5 月 31 日（土） 午前 10 時 30 分～正午	郡山市 湖南公民館 (福島県郡山市湖南町福良字家老 9390-4)	6 名
令和 7 年 5 月 31 日（土） 午後 3 時 30 分～午後 5 時	会津若松市 湊公民館 (福島県会津若松市湊町大字共和字西田面 45)	0 名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### （1）意見書の提出期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### （2）意見書の提出方法

準備書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 5 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

### （3）意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 6 通 30 件であった。

## 第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は6通30件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	<p>2007年開業の布引高原風力発電所の建設作業のため資材運搬を深夜に湊地区内の国道294号線を使用したと聞いている。今回、建設される風車が大型になったことから、より大型で重量の大きな資材の運搬がなされることが懸念される。また、今回は県道6号線の改修工事により難所であった三森峠の幅員も広がり、カーブも改善された。</p> <p>これらのことと以下2点を踏まえ、風力発電建設資材運搬に湊地区的国道294号の通行を控えていただきたい。</p> <p>① 国道294号線は湊地区を南北に縦断しており、3つの町内会が道路に面して住宅が並んで建っている。四ヶ谷地内、刈上場地内は道路の幅員が狭く見通しが悪いため。</p> <p>② 特に原町内会からは、水道配水管が国道、また路側帯の地下に埋設されており老朽化のため、大型で重量大きい車両が通行することで配水管に亀裂が生じたり、断裂したりして、漏水により各家庭が断水する恐れがあるため。強く要望が出されている。</p>	<p>大型資材輸送路について、ご提案いただいた県道6号を通るルートも検討しましたが、風力発電機が三森峠のカーブを通り抜けることができないことが判明したため、準備書P76に示した輸送路を選定しました。</p> <p>なお、大型資材輸送用の特殊車両の通行に当たっては、予め道路管理者と協議の上、特殊車両通行制度に則り道路を適正に利用します。</p> <p>大型資材輸送路の周辺の住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力いただけるよう努めます。</p>
2	<p>①415page表8.3-14(9)飛翔性動物の死骸確認調査地点の設定根拠「※既設風力発電機の、地上からブレード先端部までの長さを半径(100m)とする円内を調査範囲とする。※ただし踏査可能な範囲のみ行う。」とありますが、今回ブレードの大きさも倍になりブレード故障時の飛散範囲も200m～を越します。対象範囲を広げてください。</p>	<p>飛翔性動物の死骸確認状況の調査地点の設定に当たっては、準備書P736に記載のとおり「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2015年、環境省自然環境局野生生物課)を参考に既設風力発電機のブレード先端までの長さを踏まえ、風力発電機から半径100mの範囲を基本として調査を実施しました。風力発電機周辺で農地として利用されており立ち入りできなかった箇所については、双眼鏡等により確認を行いました。</p> <p>建替え後に実施を予定している事後調査においては、準備書p1346に記載のとおり、建替え後の風力発電機のブレード先端までの長さを踏まえ、風力発電機から半径185mの範囲を基本として、樹林等で調査が困難な区域を除いた範囲で事後調査を実施する想定です。なお、今後の計画検討により風力発電機の大きさが変更となった場合は、風力発電機の大きさに応じて適切に調査範囲を設定します。</p>
3	<p>②①に関係しますが、実際にノスリや他の鳥類は飛翔しバードストライクは起こります。飛翔時はブレードの回転数を下げて危害を与えない運用をしてください。動体センサ</p>	<p>鳥類の飛翔を感じてブレードの回転数を下げるシステムは、国内において十分な導入実績がありません。</p> <p>バードストライクについては、既設風力発</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	一により制御できるシステムを追加すれば、他の事故も未然に防ぐ事ができます。	電機周辺での死骸確認状況等を踏まえ、「航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる白色閃光灯を採用する」、「希少猛禽類の衝突リスクの低減のため、関係機関と協議し、観光や景観にも配慮した上で、風力発電機への目玉模様の貼付け等を実施する」といった環境保全措置を実施します。 また、準備書 p1346 に記載のとおり、事後調査としてバードストライク・バットストライクに関する調査を実施し、鳥類の年間衝突個体数の予測結果を著しく上回る数の死骸が確認された場合や特定の種の衝突事例が多数確認される等、環境影響の程度が著しいと判断された場合には、調査結果を踏まえ、専門家等の助言を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。
4	③建て替えとはいえば広域の地域を工事しますのでその地域の森林としての価値を高める植林と管理を並行していただき自然保護より積極的な対策をして頂きたいです。 トレイルランの基地や自然探索の道 家族で楽しめるキャンプ場として地域の人達にプラスになる環境維持と植林や森林の保護・維持により豊かな自然の創生に寄与してほしいと思います。	造成工事に当たっては、既存道路や現況のヤードを活用することを基本とし、可能な限り土地造成面積を小さくするとともに、樹木の伐採を必要最小限にとどめる計画です。 また、本事業の既設風力発電所は、「郡山布引風の高原」として観光資源活用されており、毎年8月に開催される「風の高原祭り」には当社も参加しています。建替え後も引き続き郡山市や赤津地区との連携を図り、住民の方や観光客に親しまれるよう努めます。
5	日本語により意見の理由を含めて記入する。また述べた意見については一言一句削除することなく、福島県知事・福島県環境影響評価審査会・経済産業大臣にお伝えいただきたい。	環境影響評価準備書に対し、意見につきましては、環境影響評価法第19条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとしておりますが、要約しないことを明記いたしました。意見につきましては、要約せず、順番の並び替えも行わずに記載することとします。 また、電気事業法第46条の12及び環境影響評価法第19条の規定に従い、経済産業大臣、福島県知事、郡山市長、会津若松市長及び天栄村長に意見の概要と事業者の見解を記載した書類を送付します。
6	1. 本事業の事業者の適格性について 事業者は、ジェイウインドとしているが、その準備書の電話番号に電話したところ電源開発（株）が応接する。親会社が電源開発（株）であり、その内実は、電源開発（株）である。メール照会をしたところ同社陸上風力事業部から返信が来た。 事業者が環境遵守の企業ではないことが以下の経過により理解できる。またこの準備書作成の調査等を行った企業も福島県知事等から指名停止等を受けている。果たして環境配慮ができる法人格であろうか？ また福島県檜枝岐村で違法行為を重ねた電源開発（株）がイヌワシの巣を落下させた事実を含め、違法行為の償いは済んでいるのだろうか？そのようなことが行われた経過はみられない。事業者の適格性はたとえばFITの認定取消案件に該当する。2024年の中部電力の違法行為発覚による水力発電所のFIT取消事例をみても、電源開発（株）の過去に	福島県檜枝岐村での手続き不備等については是正しております。今後も許認可等における手続き不備が無いよう努めてまいります。 既設風力発電所については、当時の事後調査報告書の記載より、平成19年5月1日から10月31日（既設風力発電所の評価書で定められた事後調査計画期間及び頻度となる供用開始後6か月間、1週間に3回の頻度）に33個体のバットストライクが確認されました。その後継続して1か月に1回の調査を継続しており、平成20年5月から平成22年10月まで（30ヶ月）に4個体のバットストライクが確認されました。これは環境省の「平成20年度風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」に記載の既設4地点の死骸調査（19ヶ月）で発見された0~2個体と同程度であったことから、事後調査以降に多数のコウモリ類の死骸が発見された場合に専門家に意見聴取し、対応を検討することとしていました。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>起こした事件については何ら是正が行われていない。政府系企業であり優位な立場を利用し法令違反を繰り返したことは事実である。</p> <p>また、現在の布引高原風力発電所の運営では、多数の鳥類が風車に衝突死しており、その対策を何一つ行っていない。そしてクマタカの重要な繁殖時期である冬期間、その営巣中心域を含む場所で日常的なスノーモービル6台と雪上車2台の走行、そして土日は通行止めの雪道の管理を放置し、一般的のスノーモービルが数台、7kmの導入路から高原地帯の走行を許している。これらは落鳥を採取し剥製業者に転売しているという地元の話があり、事業者は、なにひとつ適正な管理をしていないことが明確である。</p> <p>冬期間、事業者は徒歩で7kmの導入路を利用すべきで雪上走行車はすべて利用禁止すべきである。本件についても事業立地場所の検討だけで、冬期間の道路管理等の影響を一切見ていない。また冬期間の道路開放についても、管理義務違反で違法行為を17年繰り返してきた。まさに電源開発(株)の実態であろう。</p>	<p>スノーモービル及び雪上車の走行については、積雪期間の風力発電機の維持管理のために必要であり、2007年2月の既設風力発電所の運転開始以降、毎年利用しています。なお、クマタカの営巣木があるような樹林内での作業はないため、不必要にクマタカの営巣木周辺を走行することはありません。また、当社は当該道路の管理者ではないため、一般的のスノーモービル通行を管理出来る立場ではありません。</p>
7	<p>2. 調査は稼働のなかで行われている</p> <p>そして環境調査は33基の風車稼働のなかで行われ、つまり飛来する鳥類や獣類を遠ざけたなかで、調査が行われた。すべての風車を3カ年停止して調査したものではない。</p> <p>したがって調査結果には稼働影響が反映しており、つまり新設する風車の影響を審査できる状況にはなっていない。</p> <p>影響評価前の福島県知事意見は、風車鉄塔に付着した放射性物質が、解体事業で農地等に飛散することを強く指摘しているが、そのことには言及せず、放射性物質の影響は無いと結論づけている。東京電力の福島第1原子力発電所の爆発事故は、東京電力の責任であるが、その放出放射性物質は、現在も福島県内、開発予定地にも深く蓄積している。そのため獣類の肉の摂取禁止が続き、きのこ類の摂取制限も続いている。にもかかわらず事業者は開発予定地は放射能の危険性がないと結論づけている。誤った認識である。</p> <p>クマタカ等の調査結果を何一つ公表していない。照会しても一般人には回答もせず公表もしないという。営巣地の秘匿については理解するがそれ以外の調査事実、文字情報は公開できるはずである。環境省によればクマタカの調査は繁殖期1回を含む3年以上としており、その繁殖成否についても不明にして公表を避けている。</p>	<p>環境影響評価では、現況の調査を行い、事業の実施により環境にどのような影響を及ぼすかを予測及び評価します。本事業は既設風力発電所の建替え事業であることから、現在稼働している既設風力発電所の建替えを行うことによる影響を予測及び評価するために、既設風力発電所が稼働している状態を現況として調査を行いました。「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(環境省、2020年)においても、風力発電所のリプレースの特徴として「リプレース前の風力発電所の稼働中における環境への影響の程度を調査することが可能」であることが挙げられています。</p> <p>ご意見のとおり、方法書に対して福島県知事から放射線の量に係る意見がありました。方法書時点では汚染状況重点調査地域であったところ2023年3月に指定解除されたこと、また、環境影響評価における空間線量率、水質及び土壤の放射能濃度に係る現地調査の結果、放射線の量が基準値等を下回っていたことから、影響の程度は小さいものと予測しました。</p> <p>クマタカの情報については、重要な種の保護の観点から営巣地の情報を非公開としており、飛跡図についても営巣地の位置を推定する情報となり得ることから非公開としました。なお、経済産業省、環境省、福島県及び関係地域の自治体には非公開資料を送付しています。</p> <p>風力発電事業によって鳥類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、専門家等にご助言をいただき、希少猛禽類の衝突リスクの低減のため、関係機関</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解																																																																														
	<p>衝突死について。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20220510-20231018</th><th>衝突死</th><th>月×8</th><th>未発見率×10</th><th>17年稼働</th><th>×0.7</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ハチクマ</td><td>3</td><td>24</td><td>240</td><td>4080</td><td>2856</td></tr> <tr><td>ノスリ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>ヤマドリ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>キジバト</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>マガモ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>ツツドリ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>モズ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>ヤブサメ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>ゴジュウカラ</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td>イカル</td><td>1</td><td>8</td><td>80</td><td>1360</td><td>952</td></tr> <tr><td></td><td>12</td><td>96</td><td>960</td><td>16320</td><td>11424</td></tr> <tr><td>現・布引高原17ヵ月</td><td>準備書</td><td>未調査日</td><td>実数</td><td>17年間死数</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※準備書の衝突死調査、月に4日実施、月換算だとその8倍の被害。計算すると開業以来17年間の衝突死数 渡り鳥のハチクマ 2856羽（年間168羽） 留鳥のノスリ 952羽（年間56羽） その他鳥類 952羽で8種類 布引高原風力発電所の衝突死 11424羽／17年年間672羽 ※ハチクマは半年しか滞在しないが、統計処理した。半年しかいない鳥類の被害がもつとも多いと言う結果。相当数、確認できないワシタカ類が衝突死していると想定される。予防原則からしてもこれまでの衝突死を放置したことは重責である。 現状稼働の風車33基で運用されている、実態は、野生動物の虐待行為で、そうした対策しかとれない事業者や開発を認めている政府・地方自治体、だれも検証しない。</p>	20220510-20231018	衝突死	月×8	未発見率×10	17年稼働	×0.7	ハチクマ	3	24	240	4080	2856	ノスリ	1	8	80	1360	952	ヤマドリ	1	8	80	1360	952	キジバト	1	8	80	1360	952	マガモ	1	8	80	1360	952	ツツドリ	1	8	80	1360	952	モズ	1	8	80	1360	952	ヤブサメ	1	8	80	1360	952	ゴジュウカラ	1	8	80	1360	952	イカル	1	8	80	1360	952		12	96	960	16320	11424	現・布引高原17ヵ月	準備書	未調査日	実数	17年間死数		と協議し、観光や景観にも配慮した上で、風力発電機への目玉模様の貼付け等を実施する等により、ブレードへの接触の低減を図ることとしました。
20220510-20231018	衝突死	月×8	未発見率×10	17年稼働	×0.7																																																																											
ハチクマ	3	24	240	4080	2856																																																																											
ノスリ	1	8	80	1360	952																																																																											
ヤマドリ	1	8	80	1360	952																																																																											
キジバト	1	8	80	1360	952																																																																											
マガモ	1	8	80	1360	952																																																																											
ツツドリ	1	8	80	1360	952																																																																											
モズ	1	8	80	1360	952																																																																											
ヤブサメ	1	8	80	1360	952																																																																											
ゴジュウカラ	1	8	80	1360	952																																																																											
イカル	1	8	80	1360	952																																																																											
	12	96	960	16320	11424																																																																											
現・布引高原17ヵ月	準備書	未調査日	実数	17年間死数																																																																												
8	<p>3. 景観破壊、歴史的景観の否定 本準備書は文献調査を行っていない。 近世、いわゆる江戸時代に、会津藩が編纂した『新編会津風土記』の巻之二十五陸奥国会津郡之一は会津郡について記載している。会津若松の歴史春秋出版の第2巻（2000年刊）の12ページにそれが、布引（ヌノビキ）山として以下の記載がある。読み下し文で記す。</p> <p>山深く木立茂り山竹多し、村民筈（たけのこ）を探る者往々帰路を失う故 所々に火を焼置て山に入る、此山猪苗代湖北の諸村より望めば東西に長く布を引がごとし、佳景なり、本郡安積郡数箇村入逢の山なり、兼載（猪苗代兼載、著名な歌人）が歌に、 三年へて をりをり見たる布引を 今日たちそめて いつか 来て見む</p> <p>巻之九十八には福良組について記載がある。歴史春秋出版では、第5巻（2003年刊）の26ページからである。特に29ページからは、隠津島神社について詳細な記録を掲載している。 これらのことからわかるとおり、猪苗代湖・磐梯山・布引山・会津東山（背炙山）は一帯として、歴史的景観を有している。さらに中世末に豊臣秀吉軍が現在の郡山市湖南町から会津</p>	<p>会津布引山は、準備書 P1230～1231 のとおり、文献その他の資料調査により景観資源として分布状況を整理しました。 本事業の既設風力発電所は、「郡山布引風の高原」として観光資源活用されていることから、建替えによって引き続き住民の方や観光客に親しまれるよう努めたいと考えています。 なお、背あぶり山にあります風力発電所は他事業者によるものです。</p>																																																																														

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>若松市背炙山を経て会津若松城に入っている歴史の道もある。</p> <p>このような歴史的景観が猪苗代湖の外周山塊に風車が立つということは暴挙であろう。</p> <p>幸いに、布引高原風力発電所33基の風車は解体される。再建は認めるべきではない。猪苗代湖と磐梯山の裾野から南正面に林立した風車は現在でも景観を破壊している。</p> <p>また背炙山の8基の風車も解体していただきたい。それ以降現在計画中のすべての風車群は建設すべきではない。</p>	
9	<p>結論として、本件は誤った開発であり、現在稼働中の風力発電所の影響低減が実施できない企業であること、クマタカ保護を行わない企業であるという実態からみて、環境調査内容および対策、結果はまったく信頼できない内容となっている。開発中止すべきである。</p> <p>現行稼働風車の環境影響評価時に、事業者は地元保護団体のふたつを飲食接待し意見書に手心を加えてほしいとしていること、開発予定地にあったノスリの営巣を落としたことなど、関与した保護団体の人から聞いている（南会津郡在住の野鳥の会会員より）。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、既存道路や現況のヤードを活用することを基本とし、可能な限り土地造成面積を小さくするとともに、樹木の伐採を必要最小限にとどめること、クマタカ等の希少猛禽類の衝突リスクの低減のため、関係機関と協議し、観光や景観にも配慮した上で、風力発電機への目玉模様の貼付け等を実施すること等、準備書に示した環境保全措置の実施により、影響の回避又は低減を図ります。</p>
10	<p>コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（アジア航測株式会社）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。</p>	<p>環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第19条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとしておりますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せず、順番の並び替えも行わずに記載することとします。</p>
11	<p>(1)既存風車によるコウモリの死亡事例と保全措置の不履行について</p> <p>貴社が設置した既存風車の稼働開始以降、2007年から現在に至るまで、複数のコウモリの死骸が確認されていることが、公開された資料により明らかになっています。</p> <p>このような死亡事故が繰り返し発生しているにもかかわらず、18年が経過した現在に至るまで、貴社がいわゆる「更なる保全措置」をコウモリに対して一切講じてこなかったことは、極めて遺憾です。</p> <p>加えて、本準備書に記載された死骸調査においても、継続的にコウモリの衝突死が確認されているにもかかわらず、具体的な保全措置（たとえばカットイン風速の調整、季節的な稼働停止、モニタリングの強化など）を既設風車で一切講じていないことは、結果として野生動物の死亡を18年間も容認してきたことを意味し、自然環境への配慮を著しく欠く対応であると指摘せざるを得ません。</p>	<p>既設風力発電所については、供用開始後の事後調査において、平成19年5月1日から10月31日までの間、評価書で定めた期間及び頻度（供用開始後6ヶ月間及び1週間に3回の頻度）で死骸確認調査を行い、33個体のコウモリの死骸を確認しました。この結果を受け、翌年度は1ヶ月に1回の頻度で死骸確認調査を継続することとし、コウモリの死骸が多数確認された場合は、専門家に意見聴取し対応を検討することとしました。調査の結果、平成20年5月から平成22年10月までの30ヶ月の間に4個体の死骸を確認しました。この結果から、専門家への意見聴取は行っていません。</p>
12	<p>(2)上記について事業者は、『会津布引高原発電所設置事業 事後調査報告書』に記載のとおり、布引高原風力発電所では事後調査1年目にコウモリ類の死骸が確認されましたが、2年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同様であったことから著しい影響とはみなされないと考えられ、</p>	<p>既設風力発電所については、供用開始後の事後調査において、平成19年5月1日から10月31日までの間、評価書で定めた期間及び頻度（供用開始後6ヶ月間及び1週間に3回の頻度）で死骸確認調査を行い、33個体のコウモリの死骸を確認しました。この結果を受け、翌年度は1ヶ月に1回の頻度で死骸確認調査を継続することとし、コウモリの死骸が多数</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>「更なる環境保全措置」は実施しておりません』とコピペ回答すると思います。</p> <p>しかし、上記報告書には、</p> <p>1年目の調査頻度：平成19年5月1日～10月31日調査頻度は「1週間に3回」死骸数33個体</p> <p>2年目の調査頻度：平成20年5月～平成22年10月「調査頻度は1ヶ月に1回」死骸数4頭</p> <p>と記載してあります。</p> <p><u>1年目の調査頻度は「1週間に3回」(33個体の死骸)、</u></p> <p><u>2年目以降の調査頻度は「1ヶ月に1回」(4個体の死骸)です。</u></p> <p>2年目以降の調査頻度は1年目の頻度と大きく異なるため、単純に死骸数を比較することはできません。なぜならコウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっているからです。1か月に1回の頻度では死骸はほとんど持ち去られて消失してしまうため、2年目以降は「調査頻度を下げたから確認された死骸数も少なくなった」と考えるべきでしょう。</p> <p>よって「2年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同様であったことから著しい影響とはみなされない」とは言えません。</p> <p>「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22(2010)年6月、株式会社ジェイウインド)福島県</p>	<p>確認された場合は、専門家に意見聴取し対応を検討することとしました。調査の結果、平成20年5月から平成22年10月までの30ヶ月の間に4個体の死骸を確認しました。この結果から、専門家への意見聴取は行っていません。</p>
13	<p>(3)死骸確認調査で確認された負傷ヒナコウモリについて(1)</p> <p>本準備書P739、表10.1.4-30「飛翔性動物死骸確認状況一覧」において、</p> <p>「2022/8/9」6ヒナコウモリ1個体 生体※1      「2023/8/18」12ヒナコウモリ2個体 生体(2個体)※1</p> <p>と記載されています。</p> <p>また脚注※1には「発見時に生存している様子であったため生体とした」とあります。しかし、この「生存している様子」という表現は極めて問題です。</p> <p>「生存している様子」とは、具体的にどのような状態を指しているのかを明確に示してください。負傷個体が発見時にまだ生きていた、という意味なのか否か、明瞭にする必要があります。</p>	<p>ご指摘の3個体は、目立った外傷が見られず、発見時には生存している状態でした。</p>
14	<p>(4)死骸確認調査で確認された負傷ヒナコウモリについて(2)</p> <p>上記、アセス図書P739において、負傷した状態で発見されたとみられるヒナコウモリについて、仮に発見時にまだ生きていたのであれば、以下の点を明らかにする必要があります：</p> <p>①該当個体に対して救助・救護措置を実施したのか</p>	<p>発見時に生存していた個体について、目立った外傷は見られず、記録用の写真撮影時に動く様子が見られたため、通報等は行いませんでした。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>② ①を実施した場合、その具体的な内容（保護、治療、通報、収容等）を時系列に説明すること</p> <p>③ 救護が実施されなかった場合、その理由と経緯を詳細に説明すること</p> <p>仮に、発見された「負傷個体」をそのまま放置して死亡させたのだとすれば、それは倫理的にも管理的にも深刻な問題であると考えます。</p>	
15	<p>(5)今回のリプレース事業における評価図書の不備について</p> <p>本準備書において、コウモリ類の死傷事故に対する貴社の対応は極めて不十分であり、既存施設による影響実績の評価、またそれを踏まえた再発防止策についての記載もまったく見られません。</p> <p>特に以下の点において、重大な不備があると考えます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コウモリの衝突リスク評価において、スカベンジャー（死体を持ち去る動物）による死骸の消失率や未踏査区域の存在が予測に反映されておらず、単純な死亡数による考察にとどまっていること</li> <li>② 既設風車における具体的な回避・低減措置（いわゆる「更なる保全措置」）の検討がまったく示されていないこと</li> <li>③ 発見された「負傷個体」を適切に保護せずに、そのまま放置して死亡させた可能性があること。</li> </ul> <p>このような状態では、適切な影響評価および保全対策とは到底言えず、再生可能エネルギー事業者としての社会的責任を果たしているとは言えません。</p> <p>社会的責任を放棄した事業者に再エネ賦課金を支払い続けるのは国民として納得がいきません。</p> <p>貴社がこれまでに受け取った再エネ賦課金は、全額国庫に返還されるべきです。</p>	<p>①コウモリ類のブレードへの接触に係る予測に当たっては、死骸確認数ではなく死骸確認実績の有無により検討を行っています。また、バットディテクターを用いた高度別音声モニタリング調査及び高空飛翔状況調査の結果も踏まえ、ブレードへの接触の可能性の有無を判断しました。その結果、現地調査において確認したコウモリ類の重要な種についてブレードへの接触による影響が生じるものと予測しています。</p> <p>②既設風力発電所においては、当時の事後調査報告書の記載より、平成19年5月1日から10月31日（既設風力発電所の評価書で定められた事後調査計画期間及び頻度となる供用開始後6か月間、1週間に3回の頻度）に33個体のバットストライクが確認されました。その後継続して1か月に1回の調査を継続しており、平成20年5月から平成22年10月まで（30ヶ月）に4個体のバットストライクが確認されました。これは環境省の「平成20年度風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」に記載の既設4地点の死骸調査（19ヶ月）で発見された0～2個体と同程度であったことから、事後調査以降に多数のコウモリ類の死骸が発見された場合に専門家に意見聴取し、対応を検討することとしていました。</p> <p>③発見時に生存していた個体について、目立った外傷は見られず、記録用の写真撮影時に動く様子が見られたため、通報等は行いませんでした。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、専門家等にご助言をいただき、コウモリの死骸確認が多くなる8～9月の夜間は、メーカーとも協議の上、カットイン風速を4m/sまで上げることを検討する等、コウモリの確認例数が多い風況でのブレードへの接触の低減を図ることとしました。</p>
16	<p>(6)想定される事業者の見解とその不適切性について</p> <p>貴社は、おそらく「会津布引高原発電所設置事業 事後調査報告書に記載のとおり、布引高原風力発電所では事後調査1年目にコウモリ類の死骸が確認されましたが、2年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同様であったことから著しい影響とはみなされないと考</p>	<p>他事業と比較し、本事業でのコウモリ類の衝突による影響は著しいものではないと考えています。</p> <p>しかしながら、風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、専門家等にご助言をいただき、コウモリの死骸確認が多くなる8～9月の夜間は、メーカーとも協議</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>えられ、『更なる環境保全措置』は実施しておりません」といった定型的な回答を行う可能性があります。</p> <p>しかし、他の事業者も同様にコウモリを多数死亡させているからといって、貴社も同様の被害を出してよいという理由にはなりません。</p> <p>それは、「他人と同じ数だけ殺しているから問題ない」という不合理な主張であり、論点のすり替えに他なりません。</p> <p><u>これ以上コウモリを殺すな。</u></p>	<p>の上、カットイン風速を4m/sまで上げることを検討する等、コウモリの確認例数が多い風況でのブレードへの接触の低減を図ることとしました。</p>
17	<p>(7) ヒナコウモリの保全措置の不十分さについて</p> <p>P936 ヒナコウモリの保全措置について、「コウモリの死骸確認が多くなる8~9月の夜間にについてカットイン風速を4m/sまで上げることを検討する」とあります。</p> <p>しかし、P739によれば、ヒナコウモリの死骸は、8月・9月に限らず、5月、6月、7月、10月にも確認されています。</p> <p>この実態を踏まえるならば、保全措置は5月から10月までの期間を対象に実施すべきです。</p> <p>カットイン風速の引き上げを通期で行うなど、より実効性のある対策を講じる必要があります。</p> <p><u>リプレース後の風車で一頭たりともコウモリを殺さないでください。</u></p>	<p>ご意見いただいたとおり、5月、6月、7月、10月にも死骸の確認は確認されています。環境保全措置の検討に当たり、調査月や調査頻度の差異はありますが、既設風力発電所の事後調査や本事業の環境影響評価に係る現地調査等における月ごとの死骸確認数を整理したところ、累積死骸確認数のうち80%以上が8~9月の確認でした。このため、コウモリの死骸確認が多くなる8~9月の夜間は、メーカーとも協議の上、カットイン風速を4m/sまで上げることを検討することとしました。</p>
18	<p>(8) 「必要な保全措置」の未実施とその説明責任について</p> <p>P905~P936には、「事後調査において、……必要な保全措置を実施することとする」と記載されています。しかし、貴社が手がけた上ノ国風力発電施設では、コヤマコウモリ（環境省レッドリスト：絶滅危惧IB類、※鳥類のイヌワシと同ランク）を含む計8個体のコウモリが死亡していることが、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価書（平成31(2019)年4月、株式会社ジェイウインド上ノ国）」に記録されています。</p> <p>にもかかわらず、令和7(2025)年7月現在に至るまで、「必要な保全措置」が一切実施されていないことは、環境保全に対する責任を著しく欠いた対応であり、極めて重大な問題です。</p> <p>とりわけ、絶滅危惧IB類に分類される希少種の死亡が確認されているにもかかわらず、6年以上にわたり具体的な保全措置が講じられていないことについて、貴社の見解およびその判断の根拠を、明確かつ具体的に説明してください。</p> <p>なお、形式的抽象的な表現や、実質を伴わない定型的な回答は一切不要です。誠実かつ具体的な説明を求めます。</p>	<p>当社が運営する上ノ国ウインドファームでは、コウモリ類への影響に係る調査及び影響の低減を図るための取組みを実施し、効果の検証を行っています。</p>
19	<p>(9) 「事後調査」は信用できません</p> <p>近年、国内の風力発電事業において「事後調査報告書」が提出されていますが、その内容を精査すると、多くが事業者に都合の良い主観</p>	<p>事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>的な記述に偏っており、失望を禁じ得ません。</p> <p>「事後調査で影響が確認されれば保全措置を講じる」との主張は、実際には履行されない例が多く、もはや形式的な口約束にすぎません。</p> <p>一部の報告書では、事実に基づく科学的検証を欠いたまま、事業者の都合や願望に基づいた内容が記されており、極めて不適切です。例えば、ある事業者は「ライトアップ不使用および航空障害灯に閃光灯を採用した」として環境保全措置を講じたとしながら、事後調査で複数のコウモリの死骸が確認されたにもかかわらず、「バットストライクの懸念は著しくない」と結論づけ、追加の保全措置を講じることなく調査を打ち切っています（文献1～5）。</p> <p>特に問題なのは、以下のような主張です：「米国の事例では年間〇個体／基であり、本事業では同程度であるため、影響は大きくない」（文献4）</p> <p>「福島県では〇羽が衝突しており、それと比べて本事業の死骸数は少ないため、影響は大きくない」（文献5）</p> <p>こうした主張は、調査頻度・規模・立地条件の違い、死骸消失率や見落とし率といった要因を一切考慮しておらず、単純比較に基づいた非科学的な判断です。</p> <p>そもそも「他の事業者のはうが多くのコウモリを殺しているから、自社は問題ない」という理屈は、論点のすり替えであり、容認できるものではありません。</p> <p>（文献1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30(2018)年、株式会社ジェイウインド、委託先：株式会社ジェイペック）P.327</p> <p>（文献2）「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和3(2021)年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先：アジア航測株式会社）P.84</p> <p>（文献3）「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用2年目の調査結果）」（令和4(2022)年6月、株式会社A-WINDENERGY、委託先：エヌエス環境株式会社）P.67</p> <p>（文献4）「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和4(2022)年12月、秋田潟上ウインドファーム合同会社、委託先：株式会社自然科学調査事務所）P.132, P390</p> <p>（文献5）「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」（令和5(2023)年3月、八峰風力開発株式会社、委託先：日本気象協会）P.159, P160</p>	<p>著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の助言を受け、さらなる環境保全措置を検討いたします。作成した事後調査報告書は、公表するとともに関係機関への説明を行います。</p>
20	<p>(10) 「事後調査」は信用できません</p> <p>上述のような事例が示す通り、「影響があれば保全措置を講じる」とする事後調査制度は、実際には多くのケースで形骸化しています。</p> <p>その原因の一つは、事後調査の実施や結果</p>	<p>事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>の判断を、事業者が選定した専門家に一任している制度設計にあります。</p> <p>その結果、事業者に都合の良い結論が導き出される構造が温存され、風力発電事業が環境に及ぼす影響が過小評価される事態が生じています。</p> <p>したがって、現行の「事後調査」制度は、客観性・信頼性に欠け、信用できません。</p>	<p>家等の助言を受け、さらなる環境保全措置を検討いたします。なお、ご助言をいただく専門家等からは、忌憚のない意見をいただくようにしております。</p>
21	<p>(11) 「事後調査」は信用できません3</p> <p>全国各地の風力発電事業で、「専門家（自称）による杜撰な審査」が実際に発生しています。このような状況の中では、事後調査報告書は信頼に値しないと考えざるを得ません。</p> <p>コウモリ類は毎年多くが風車と衝突し、個体数は回復不能なほど減少しています。コウモリは繁殖能力も低く、年間で1~2頭しか仔を産まないため、継続的な死亡が続けば絶滅は避けられません。</p> <p>それはやがて、農業・林業への害虫被害の増加といった、生態系サービスの崩壊を通じて地域住民、そして国民生活に深刻な影響を及ぼします。</p> <p>風力発電事業を真に持続可能なものとするためには、事後調査が公正かつ透明なプロセスで実施されることが絶対条件です。</p> <p>そのためには、事業者が専門家を選定するのではなく、国や自治体が中立的な第三者機関として審査・評価を行う制度が必要不可欠です。</p> <p>しかし、現行の「事後調査」にそのような機能はないため、信用できません。</p>	<p>ご助言をいただく専門家等からは、忌憚のない意見をいただくようにしております。事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。</p>
22	<p>(12) 「事後調査」は信用できません4</p> <p>本事業における「事後調査」について、以下の点を明確にしてください：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民は事後調査の結果に対し、意見書を提出することができますか？</li> <li>② 調査結果を公正に審査する公的な委員会は存在しますか？</li> <li>③ 調査に関与する専門家は、事業者から金銭的報酬を受けるなどの利害関係を有していますか？</li> <li>④ ③の専門家が利害関係者でないことをどのように証明しますか？</li> <li>⑤ 調査でコウモリの死骸が確認された場合でも、追加保全措置に法的義務や罰則は存在しないのですか？その場合、誰が追加保全措置の実施を担保するのですか？</li> <li>⑥ コウモリは繁殖回数が少ないため、年に数頭の死亡であっても個体群に壊滅的な影響を与えます。「著しい影響」の判断基準は何個体なのか、具体的に示してください。</li> <li>⑦ 追加的保全措置の実行可能性について、どのように保証するのですか？</li> <li>⑧ コウモリが死ぬ前から、最新の知見（例：フェザリング）をもとに保全措置を実施してください。</li> </ul>	<p>①⑤発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき行われ、事後調査報告書については公表のみが規定されています。</p> <p>事後調査報告書については、公表するとともに関係機関への説明を行います。</p> <p>③④ご助言をいただく専門家からは、客観的な事実に基づき、忌憚のない意見をいただくようにしております。謝金の有無については、社会通念上、逸脱しない範囲でお支払いしております。</p> <p>⑥⑦⑧⑨事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の助言を受け、さらなる環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	⑨ 普通種であっても、一頭たりとも殺さないでください。	
23	<p>(13) 「事後調査」は信用できません5 コウモリ類は風車ブレードへの衝突や気圧変化による死亡が科学的に明らかになっていますが、事後調査における評価体制は極めて不十分です。 現行制度では、事業者が選任した専門家が調査結果を判断するため、調査の客観性が担保されていません。 また、専門家が事業者から謝金を受け取っていることで、忖度が生じる可能性も否定できません。 こうした状況では、実際の影響や保全措置の妥当性が適切に評価されないまま、調査が終了してしまいます。 このような制度設計のため、「事後調査」は信用できません。</p>	現行制度についてはコメントできる立場にありませんが、ご助言をいただく専門家等からは、忌憚のない意見をいただくようしております。事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。
24	<p>(14) 「事後調査」は信用できません6 重ねて指摘しますが、事後調査における専門家の選定が事業者に委ねられている現状は、客観性・中立性の観点から重大な問題です。 専門家が事業者から謝金を受け取っている場合、その判断にバイアスが生じるリスクが高く、調査の信頼性が揺らぎます。 したがって、独立した第三者機関による審査体制の構築が不可欠です。 専門家の選定も国・自治体等の公的機関が担うべきであり、そうすることで風力発電事業全体の信頼性が向上します。 「公正・中立な評価体制の導入」は、今のアクセス制度にとって必須の課題です。</p>	現行制度についてはコメントできる立場にありませんが、ご助言をいただく専門家等からは、忌憚のない意見をいただくようしております。事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切な実施に努めます。
25	<p>(15) 「事後調査」は信用できません7 最新のガイドライン※によれば、探索間隔が7日では、スカベンジャーによる死骸の持ち去りが起こりやすく、コウモリの死亡実態を正確に把握できないため推奨されていません。2~4日間隔が限度とされ、人による探索では発見率も低くなります。 また、バットストライクは弱風時に多発することも確認されています。 以上のことから、以下を求めます：            ① 調査は4~11月まで、毎日または最低週3回の頻度で行うこと            ② 調査は早朝（午前中）に実施すること            ③ 訓練された犬を用いた探索を行うこと            ④ 同時に、ナセルへの自動録音装置の設置により活動量を記録すること            ※ 「Bats and onshore wind turbines · survey, assessment and mitigation」(NatureScot)</p>	①事後調査(バットストライク・バットストライクに関する調査)は、準備書P1346のとおり、死骸確認調査員(死骸確認調査のための必要な技術を身に着けた調査員)による踏査を月4回実施する計画です。また、この他に、保守点検等の巡回時に確認された衝突個体も記録します。 ②③詳細な調査手法等は、専門家等のご助言を踏まえ検討します。 ④準備書P1347のとおり、風力発電機のナセル上にフルスペクトラム方式のバットディテクターを設置する音声モニタリング調査を実施する計画です。
26	<p>(16) 「事後調査」は信用できません8 コウモリの死亡を減らすためには、「カットイン風速未満でのフェザリング」などの事前保全措置を、事業開始前から確実に実施すべきです。 死骸が確認された場合は、追加的保全措置</p>	①一般的に弱風時のフェザリングは実行可能です。必要に応じて今後の運用において検討いたします。 ②事後調査の実施にあたり、コウモリ類の死亡を確認した場合は、準備書P1346のとおり、フローに基づき関係機関に対し報告等

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
27	<p>の実施とともに、さらに 1 年間の調査を延長してください。</p> <p>地元自治体・自然保護団体への透明性の高い情報公開を徹底し、環境省のアセス支援ネットワーク等において、事後調査報告書を少なくとも 20 年間公開することを求めます。</p> <p>調査結果は、毎年速やかに公表してください。</p> <p>以上</p> <p>風力発電所を作るにあたって、森林や大切な土地がなくなるのでは?と個人的には感じます。土地の需要がなかつたらそこにするなどして、環境面からすると、森林がもったいないと思いました。</p> <p>また古くなった時に取りかえる(処理)に、莫大な金額、コストがかかるのではないか、CO<sub>2</sub>削減には向いていないと思います。</p>	<p>を行います。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合には、専門家等の助言を受け、さらなる環境保全措置を検討いたします。</p> <p>③事後調査の結果は、報告書として公表します。公表時期・方法については、いただいたご意見も参考に、適切なものとなるよう検討いたします。</p>
28	<p>生態系搅乱の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。</p> <p>■風車後流 (wake)</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 1)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています (D: ロータ一直径) [例えば 13]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面的研究はまだ十分になされていないようです。</p>	<p>本事業は既設風力発電所の建替え事業であるため、造成工事に当たっては、既存道路や現況のヤードを活用することを基本とし、可能な限り土地造成面積を小さくするとともに、樹木の伐採を必要最小限にとどめる計画です。造成により生じた裸地部のうち、盛土部は種子吹付、切土部は植生ネット等による緑化を速やかに実施し、植生の早期回復に努めます。また、造成は行わないが支障木の伐採等が必要となる箇所については、可能な限り枝払い程度に留めるとともに、伐採する場合にも根を残すことで萌芽更新が可能となるよう留意し、植生の早期回復を促す計画です。なお、詳細については関係機関とも協議のうえ検討します。</p> <p>また、建替え後の風力発電機の撤去に当たり発生する費用は、予め事業計画の中で見込み、その資金を確保します。</p> <p>温室効果ガスの排出削減効果については、準備書 P115 に記載のとおり、約 54,800t-CO<sub>2</sub>/年となる見込みです。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響については、ご意見にいただいているとおり知見が不十分であります。当社で把握する限りでは、動物への重大な環境影響は報告されておりません。また、環境影響評価に係る現地調査において既設風力発電所周辺ハチクマやノスリの営巣を確認しており、少なくとも本事業の既設の風力発電機においては、ウェイクによる動物への著しい影響はみられていないものと認識しています。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>本事業の風車のローター直径(D)は 140m です [表 2.2-8]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。</p> <p>生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。この連続した地域は「生態系ネットワーク」と呼ばれます。対象事業実施区域は福良鳥獣保護区、会津山地緑の回廊、日光・吾妻山地緑の回廊に接しており、「生態系ネットワーク」の重要な位置にあります。[図 3.1-33(1), (2)]。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case", Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Pena, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rethore, <a href="https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case">https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</a>      2) 「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－ver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局  <a href="https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</a></p>	
29	<p>■ツキノワグマ</p> <p>対象事業実施区域はツキノワグマのすみかです。風車後流や騒音に対するツキノワグマへの影響が懸念されます。</p> <p>海外では哺乳類の風車に対する忌避が報告されています<sup>3)</sup>。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょうか。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのことです。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。</p> <p>ツキノワグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。</p> <p>ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。</p> <p>3) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題（平成 31 年 3 月）」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価</p>	<p>風車後流がツキノワグマに与える影響については、ご意見にていだいていとおり知見が不十分であり、調査、予測及び評価の手法が確立されていません。しかしながら、本事業は建替え事業であり、既設風力発電機周辺においてツキノワグマの足跡等を確認していることから、必ずしも風力発電機を忌避するものではないと推察します。</p> <p>今後、新たな知見が公表された際には対応を検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>の手法と課題に関する委員会  <a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndlip/pid/11663694/www.melt.go.jp/melt_lib/report/H30FY/000628.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndlip/pid/11663694/www.melt.go.jp/melt_lib/report/H30FY/000628.pdf</a></p>	
30	<p>■バードストライク      「Shimada(2021)4)による鳥類の衝突個体数推定モデルを用いた理論計算によれば、風力発電機の大型化（風力発電機のブレードが長くなること）により風力発電機 1 機あたりの衝突回数は単調に増加するものの、発電量当たりの衝突回数は双曲線関数として減少することが示されており、本事業においても同様の効果が期待される。第 10 章 10.1.4 に後述する鳥類の予測結果においても、既設風力発電所(2,000kW×32 基、1,980kW×1 基 計 33 基) から 4,300kW×16 基に建て替えることにより、重要な鳥類の衝突個体数の推定値は減少するとの予測結果となっている」[p. 2-12] とあります。      この論文の Abstract から引用します。</p> <p>These models involved some assumptions for simplicity; therefore, their validity requires testing in wind-power replacement projects.</p> <p>この論文で提唱されたモデルの有効性を確認するためには、実地による検証が必要であることを筆者自身が認めています。質問します。      この論文で提唱されたモデルを実際の風力発電機建て替えプロジェクトで検証した論文はありますか。      あるのであればその論文を示してください。ないのであれば、このモデルを用いて導き出した 10.1.4 の予測結果は信頼できません。さらに、検証されてないモデルを用いること自体、不見識であると考えます。</p> <p>4) Shimada Y. 2021. Reducing bird collision risk per megawatt by introducing longer turbine blades. Ornithological Science, 20: 253-261.  <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/osj/20/2/20_253/_pdf">https://www.jstage.jst.go.jp/article/osj/20/2/20_253/_pdf</a></p> <p>以上</p>	<p>国内における風力発電所は、近年建替え事業の計画や着工が進み始めた段階であり、建替え前後のモデルの有効性検証を行った知見は確認できませんでした。これらの知見について、今後検証が進むことを事業者としても期待しています。</p>

## 日刊新聞紙における公告等

## 環境影響評価準備書の縦覧及び

## 住民説明会の開催について(公告)

■環境影響評価法に基づき、(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書(以下、「準備書」)を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

## ■事業者の名称

株式会社ジェイウインド

代表者 代表取締役社長 戸田 勝也  
所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

## ■対象事業の名称・種類及び規模

(仮称)新郡山布引高原風力発電所  
(風力発電・陸上) 68,800kW

## ■対象事業が実施されるべき区域

福島県郡山市湖南町赤津字西岐周辺

## ■関係地域の範囲

福島県郡山市、会津若松市、岩瀬郡天栄村

## ■準備書等の縦覧の場所・期間及び時間

縦覧場所:福島県庁 生活環境部 環境共生課、郡山市役所 環境政策課、郡山市 湖南行政センター、会津若松市役所 環境共生課、会津若松市 生涯学習総合センター(会津若松市役所 収容施設課)、会津若松市 淡公民館(淡市民センター)、天栄村役場 淡葉課、天栄村役場 湯本支所

縦覧期間及び時間:令和7年5月23日(金)から令和7年6月23日(月)まで(各施設の開閉・開館時間に準ずる)  
令和7年5月30日(金) 午後6時30分～午後8時

電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

## ■説明会の開催について

令和7年5月31日(土)

午前10時30分～正午

令和7年5月31日(土)

午後3時30分～午後5時

天栄村 大平集会所

会津若松市 淡公民館

## ■意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。提出方法、氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

提出期限:令和7年7月7日(月)※当月消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL03-3546-9600 担当:藤井・大谷  
(電源開発株式会社内)

環境影響評価準備書の縦覧及び  
住民説明会の開催について(公告)

■環境影響評価準備書の縦覧の場所・期間及び時間  
環境影響評価法に基づき、(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書(以下、「準備書」)を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

## ■事業者の名称

株式会社ジェイウインド

代表者 代表取締役社長 戸田 勝也  
所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

## ■対象事業の名称・種類及び規模

(仮称)新郡山布引高原風力発電所  
(風力発電・陸上) 68,800kW

## ■対象事業が実施されるべき区域

福島県郡山市湖南町赤津字西岐周辺

## ■関係地域の範囲

福島県郡山市、会津若松市、岩瀬郡天栄村

## ■準備書等の縦覧の場所・期間及び時間

縦覧場所:福島県庁 生活環境部 環境共生課、郡山市役所 環境政策課、郡山市 湖南行政センター、会津若松市役所 環境共生課、会津若松市 生涯学習総合センター(会津若松市役所 収容施設課)、会津若松市 淡公民館(淡市民センター)、天栄村役場 淡葉課、天栄村役場 湯本支所

縦覧期間及び時間:令和7年5月30日(金)から令和7年6月23日(月)まで(各施設の開閉・開館時間に準ずる)  
令和7年5月31日(土) 午前10時30分～正午

電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

## ■説明会の開催について

令和7年5月30日(金) 午後6時30分～午後8時

天栄村 大平集会所

会津若松市 淡公民館

## ■意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。提出方法、氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

提出期限:令和7年7月7日(月)※当月消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL03-3546-9600 担当:藤井・大谷  
(電源開発株式会社内)

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



風力発電事業に係る環境影響評価手続  
**(仮称) 新郡山布引高原風力発電所**

（仮称）新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価準備書（以下、「準備書」）

環境影響評価準備書を環境影響評価法施行規則第1条の2第2項の規定に基づき公表します。

準備書は2025年6月24日まで締め切り及び本ウェブサイトで閲覧いただけます。

- 表紙・目次 [□](#)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [□](#)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 [□](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [□](#)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [□](#)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [□](#)
- 第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [□](#)
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [□](#)
- 第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [□](#)
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告 [□](#)
- 第10章 環境影響評価の結果
  - 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
    - 10.1.1 大気環境 [□](#)
    - 10.1.2 水環境 [□](#)
    - 10.1.3 その他の環境 [□](#)
    - 10.1.4 動物 [□](#)
    - 10.1.5 植物 [□](#)
    - 10.1.6 生態系 [□](#)
    - 10.1.7 土壌 [□](#)
    - 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 [□](#)
    - 10.1.9 農業物等 [□](#)
    - 10.1.10 放射線の量 [□](#)
  - 10.2 環境保全のための措置 [□](#)
  - 10.3 事後調査 [□](#)
  - 10.4 環境影響の総合的な評価 [□](#)
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [□](#)
- 第12章 その他環境省令で定める事項 [□](#)
- 資料編1 文獻その他の資料調査における動植物種認種リスト [□](#)
- 資料編2 設設風力発電機稼働時及び停止時の騒音調査結果 [□](#)
- 資料編3 逆送え風力発電機の騒音伝播予測の減衰項 [□](#)
- 資料編4 鳥類（一般鳥類）ポイントセンサス法による空間利用調査 地点別調査結果 [□](#)
- 資料編5 ハチクマ、クマタカの月別及びペア別の飛翔図 [□](#)
- 資料編6 補生調査票 [□](#)
- 資料編7 群落組成表 [□](#)
- 契約書 [□](#)

（仮称）新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

方法書及び要約書の締め切りは2022年2月28日に終了しました。

（仮称）新郡山布引高原風力発電所 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書及び要約書の締め切りは2021年8月10日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 陸上風力事業部

TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## 福島県ホームページにおけるお知らせ (1/2)

福島県 環境省 県民生活環境部 環境政策課

くらし・環境 防災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・雇用 国政情報

ホーム > 公道でさがす > くらし・環境 > 自然・農業 > 環境影響評価 > 『(仮称)新福山市引高原風力発電所』

## 環境影響評価実施案件

### （仮称）新福山市引高原風力発電所

更新情報

令和7年5月23日  
事業者が環境影響評価基本書の紹介を開始しました。

・**発電装置の設置の場所、周辺及び周囲**  
認定場所：福島県庁 生活環境部 環境共生課  
郡山市役所 環境政策課  
郡山市 環境行政センター  
会津若松市役所 環境共生課  
会津若松市 生産学習合せセンター（吉津宿古窯）  
会津若松市 滝公民館（市民センター）  
天栄村役場 電気課  
天栄村役場 道本支所

説明会及び聴聞会：令和7年5月23日から令和7年6月23日まで（各施設の開催・開催時間に準ずる）

・電子概要 <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

・**説明会の概要について**  
令和7年5月30日 18:30~20:00 天栄村 大平集会所  
令和7年5月31日 10:30~12:00 郡山市 滝公民館  
令和7年5月31日 15:30~17:00 会津若松市 滝公民館

・お問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165  
東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内）  
電話 03（3546）96000（担当：尾井・大谷）

#### 手続状況

申請概要	事業の名称	（仮称）新福山市引高原風力発電所
	事業者	株式会社ジェイウインド
	事業の種類	風力発電所の建設を行う変更の工事の事業
	事業の規模(出力)	68,800 kW
	事業の実施区域	福島県郡山市湖町赤坂西崎、他
	関係地域(区)	郡山市、会津若松市、天栄村

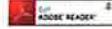
認定書	公告日	令和3年7月9日
	認定期間	令和3年7月9日から8月10日まで
	認定場所	福島県庁 生活環境部 環境共生課、郡山市役所 環境部 環境政策課、郡山市 環境行政センター、会津若松市 役所 環境生活課、会津若松市 清市民センター、天栄村役場 電子概要：公開終了
	意見書提出期間	令和3年7月9日から8月10日まで
	認定書環境影響評価書審査会	*
	知事意見	<a href="#">令和3年9月14日 [PDFファイル／510KB]</a>

方法書	公告日	令和4年1月27日
	認定期間	令和4年1月27日から令和4年2月28日まで
	認定場所	福島県庁 生活環境部 環境共生課、郡山市役所 環境部 環境政策課、郡山市 環境行政センター、会津若松市 役所 環境生活課、会津若松市 清市民センター、天栄村役場 電子概要：公開終了
	説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>令和4年2月25日 18:30~20:00 天栄村 大平集会所</li><li>令和4年2月26日 10:30~12:00 郡山市 滝公民館</li><li>令和4年2月26日 15:30~17:00 会津若松市 滝公民館</li></ul>
	※ 断り	新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、電子概要URLに掲載します。
	意見書提出期間	令和4年1月27日から令和4年3月14日まで

認定書環境影響評価書審査会	事業者説明会：令和4年5月23日 <a href="#">令和4年版第1回環境影響評価審査会（PDFファイル／351KB）</a>
	知事意見に係る答申審査会：令和4年7月15日 <a href="#">令和4年版第2回環境影響評価審査会（PDFファイル／286KB）</a>
	知事意見

## 福島県ホームページにおけるお知らせ (2/2)

公告日	令和7年5月23日
調査期間	令和7年5月23日から令和7年6月23日まで
調査場所	<p>福島県 生活環境部 環境共生課、郡山市役所 環境共生課、郡山市 道路行政センター、会津若松市役所 環境共生課、会津若松市 生涯学習総合センター（吉澤宿古堂）、会津若松市 漢公民館（漢市民センター）、天栄村役場 座鹿課、天栄村役場 温本支所</p> <p>電子版見：<a href="https://www.j-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wmd.html">https://www.j-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wmd.html</a></p>
準備書	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年5月30日 18:30~20:00 天栄村 大平集会所</li> <li>令和7年5月31日 10:30~12:00 郡山市 道路公民館</li> <li>令和7年5月31日 15:30~17:00 会津若松市 漢公民館</li> </ul>
説明会の開催	令和7年5月23日から令和7年7月7日まで
意見書提出期間	令和7年5月23日から令和7年7月7日まで
福島県環境影響評価審査会 如意見	
評価書	
評価期間	
調査場所	
工事着手の届出	
工事完了の届出	
事後調査報告書	
調査場所	
河川事業の廃止等	
備考	



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

□ このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当  
〒960-8670 福島県福島市杉賀町2-16 Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 電子メールでのお問い合わせはこちから

□ 前のページに戻る

□ このページのトップへ

福島県庁（窓口へのアクセス）

T960-8670 福島県福島市杉賀町2番16号 Tel: 024-521-1111(代表) E-mail: [kousho@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kousho@pref.fukushima.lg.jp)

[個人情報の取り扱いについて](#) | [リンク・著作権・免責事項などについて](#) | [福島県ホームページについて](#) | [RSS配信について](#) | [福島県の広告事業について](#)

Copyright © 2014 Fukushima Prefecture All Rights Reserved.



## 会津若松市ホームページにおけるお知らせ

会津若松市 Aizuwakamatsu City | Living Information | Translation English 簡体中文 繁体中文 한글 ไทย 日本語 | 文字サイズ 標準 大 特大 | 音量音 黑 色 日 ありがな よみあげ文 サイト内検索 検索

TOP > 組織 > 環境共生課

### 株式会社ジェイウインドによる「(仮称)新郡山布引高原風力発電所」に係る環境影響評価における準備書の縦覧および説明会について

公開日 2025年05月23日

都山市内において風力発電事業を計画している株式会社ジェイウインドより、環境影響評価法第16条及び第17条の規定に基づき、「(仮称)新郡山布引高原風力発電所」に係る環境影響評価準備書の縦覧および説明会を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

#### 縦覧について

- 縦覧書類**
  - 「(仮称)新郡山布引高原風力発電所」に係る環境影響評価における準備書及び要約書
- 縦覧場所**
  - 環境共生課
  - 市民センター
  - 生涯学習総合センター（会津橋古堂）
  - なお、下記の場所でも縦覧が行われます。  
福島県生活環境部環境共生課、都山市役所環境政策課、都山市湖南行政センター、天栄村役場産業課、天栄村役場 湖本支所
- 電子縦覧**
  - 縦覧開始日以降、電子縦覧が可能です。[電子縦覧サイト](#)【外部サイト】＊リンク先は株式会社ジェイウインド指定のサイトです。
- 縦覧期間および縦覧時間**
  - 令和7年5月23日（金）から令和7年6月23日（月）まで \*各縦覧場所の開庁・開館日時に準ずる
- 意見書の受付**
  - 「(仮称)新郡山布引高原風力発電所」に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地から意見を提出する場合は、書面にて住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函されるか、下記宛先までご郵送ください。
- 意見書受付期間**
  - 令和7年5月23日（金）から令和7年7月7日（月）まで
- 意見書の宛先**
  - 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内） 株式会社ジェイウインド
  - 令和7年7月7日（月）まで（当日消印有効）

#### 説明会について

- 日時・場所**

日時	場所
令和7年5月30日（金）午後6時30分～午後8時	天栄村 大平集会所
令和7年5月31日（土）午前10時30分～正午	都山市 湖南公民館
令和7年5月31日（土）午後3時30分～午後5時	湖本公民館

\*詳細については、株式会社ジェイウインド（下記）まで直接お問い合わせください。
- 縦覧及び説明会についてのお問い合わせ先**
  - 株式会社ジェイウインド（担当：藤井・大谷）  
電話番号：03-3546-9600  
※土・日・祝を除く午前9時から午後5時まで受付
- 環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて**
  - 環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」【外部サイト】
  - 福島県「環境影響評価（環境アセスメント）の概要」【外部サイト】
- このページに関するお問い合わせ**
  - 会津若松市役所 環境共生課  
電話番号：0242-23-4700  
FAX：0242-29-1618  
メール

戻る

縦覧状況 (1/2)

福島県庁 生活環境部 環境共生課	郡山市役所 環境政策課
	
郡山市 湖南行政センター	会津若松市役所 環境共生課
	
会津若松市 生涯学習総合センター(会津稽古堂)	会津若松市 湊公民館 (湊市民センター)
	

縦覧状況（2/2）



## ご意見記入用紙

「(仮称)新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価準備書」  
ご意見記入用紙

「(仮称)新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙の意見欄に理由を含めて記入のうえ、ご投函ください。

令和 年 月 日

ご住所	〒 -
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

（複数行用）

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。  
※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。